



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ ⑩ ●

介護保険制度・要介護認定について

申請者・利用者の方に知ってもらいたいこと

介護保険とは…

介護保険は、介護を要する状態になっても、できる限り、自宅で自立した日常生活ができるように、必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する制度です。

介護保険法

第1条(目的)	(要介護者が) 尊厳を保持し、 その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう 、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、 国民の共同連帯理念に基づき 介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。
第2条 第2項	保険給付は、 要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう 行われるとともに、 医療との連携に十分配慮 して行わなければならない。
第2条 第4項	(要介護者が) 可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう に配慮されなければならない。
第4条 (国民の努力義務)	国民は、 自ら要介護状態となることを予防するため 、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して 常に健康の保持増進に努めるとともに 、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。



介護保険サービスは、要介護状態になっても、可能な限り自立した日常生活が送れるよう、身体機能の維持・向上を目的としたトレーニングや生活支援（掃除や調理などがこれまでどおり1人でできるようにするための支援）などを提供するサービスです。

また、これらは65歳以上の方から納付いただいた介護保険料をもとに提供しています。

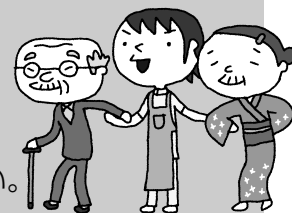
在宅での生活が身体機能や環境の面において難しい方には、施設サービス（特別養護老人ホームなど）が提供されます。

黒潮町では、介護予防のための取り組みとして

- 3世代ふれあい健診
- いきいき☆ロココロ倶楽部（運動器の機能向上・寝たきり予防）
- ふれあいサロン

などを実施しています。みんなで介護予防に取り組みましょう！

※介護予防事業については保健衛生係（☎43-2836）までお問い合わせください。



そして… 介護保険サービスが必要になったら、まず申請してください

65歳以上の方で介護が必要となり、介護保険サービスの利用を希望するときは、「要介護認定」を受ける必要があります。要介護認定とは、心身の状態の改善が見込まれるかどうかや、どれくらいの介護の時間が必要かを審査するもので、申請から認定まで1カ月程度かかります。

※40歳以上65歳未満の方で、特定疾病がある方も対象となります。詳しくは介護保険係へお問い合わせください。

申 請

サービスの利用を希望する方は、介護保険係へ介護保険証(40歳以上65歳未満の方は医療保険証)を添えて申請してください。申請は、本人、家族のほか、ケアマネジャー、成年後見人、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターなどにも頼めます。(申請書などについては、介護保険係へお問い合わせください)

認定調査 (訪問調査)

認定調査員が自宅や施設を訪問し、心身の状況などについて本人や家族などに聞き取り調査をします。

医師の意見書 ※役場から医療機関に依頼します。

主治医から介護を必要とする原因疾患などについての意見書を提出してもらいます。

審査・判定

認定調査結果と医師の意見書を基に保健・医療・福祉の各分野の専門家で構成される介護認定審査会で、介護の必要度や状態の維持・改善の可能性の審査を行います。

認定・通知

審査判定に基づいて、「自立(非該当)」「要支援1・2」「要介護1～5」の区分に分けて認定し、その結果を通知、併せて介護保険証などを送付します。

要介護認定

～認定結果に応じて、必要なサービスが利用できます～

自立 (非該当)

介護保険サービスは利用できませんが、福祉事業による各サービスを利用できる場合があります。(軽度生活援助、生きがい活動支援通所など)

要支援1・2

<介護保険>
介護予防サービス

を利用できます。
(地域包括支援センターでケアプランを作成します)

要介護1～5

<介護保険>
居宅・施設サービス

を利用できます。
(居宅介護支援事業者や施設でケアプランを作成します)

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を!～

【お問い合わせ】 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(課直通)